

3 福島県市町村振興基金貸付要綱

昭和63年6月28日制定
最終改正 令和5年10月18日

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県市町村振興基金条例（昭和39年福島県条例第17号。以下「条例」という。）及び福島県市町村振興基金貸付規則（昭和63年福島県規則第30号。以下「規則」という。）に基づく資金の貸付けに関して必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象事業等)

- 第2条** 規則別表第一の「整備」には、当該施設を改修する場合も含むものとする。
- 2 同表の「その他知事が特に必要と認める事業」には、県営事業負担金で当該市町村の財政負担が大きいもの及び特別養護老人ホーム等の厚生福祉施設の建設事業に係る負担金又は助成金で当該市町村の財政負担が大きいものを含むものとする。
- 3 同表の「市町村財政計画」とは、「市町村財政計画策定要領（昭和62年11月7日県総務部長通知）」に基づき策定する計画をいう。
- 4 同表の「石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業のうち知事が別に定める事業」とは、次の各号いずれかに該当するものをいう。
- 一 石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている公共施設の解体、改造又は補修に係る事業で、石綿の飛散の防止に係るもの
 - 二 石綿の飛散の防止のために必要な応急措置に係る事業
 - 三 その他石綿による被害の防止に資する事業
- 5 同表の「公立病院経営強化プラン」とは、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和4年3月29日総務省自治財政局長通知）」に基づき策定する計画をいう。
- 6 同表の「公共施設等の除却に関する事業のうち知事が別に定める事業」とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の8に規定されている公共施設等の除却であって、地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）附則第2条の14で定める事項を定めた公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものをいう。
- 7 規則別表第二の「準過疎地域持続的発展計画」とは、「準過疎地域持続的発展計画策定要領」（令和3年6月8日県総務部長通知）に基づき策定する計画をいう。
- 8 市町村の合併があった場合において、合併前に既に着工している事業に係る規則第4条の規定の適用については、当該事業への着工の日の属する年度の貸付けに限り、当該事業に着工した合併前の市町村が該当する号の区分によるものとする。ただし、当該貸付けについては、合併協議会において同意されていること又は合併後の市町村が同意することを要するものとする。

(借換え)

第3条 福島県市町村振興基金貸付規則第6条の規定に基づき、規則別表第一から第三に規定する借換えの決定通知を受けた市町村は、既借入に係る未償還額全額を繰上償還しなければならないものとする。

(資金の充当率等)

第4条 資金の充当率は、次のとおりとする。

| 区 分 | 事 業 名 | 充 当 率 |
|------------|------------|--|
| 公共施設等整備事業枠 | 一般事業 | おおむね75% |
| | 特別事業 | おおむね80%（規則別表第一の、「市町村財政計画」策定市町村が実施するものについては100%（当課助言事項等を踏まえ策定された計画に限る）、「合併市町村」及び「合併重点支援地域市町村」が実施するものについては95%、公共施設等の除却に関するものについては90%、石綿被害防止に関するものについては95%）ただし、知事が特に必要と認める場合は100% |
| | 準過疎地域振興事業 | 100% |
| 財政健全化事業枠 | 公債費負担軽減事業 | 100% |
| | 公社等経営健全化事業 | 100% |
| 復旧復興事業枠 | 復旧復興事業 | 100% |

2 公共施設等整備事業枠のうち特別事業及び復旧復興事業枠の資金にあつては、地方債の充当残についても充当することができるものとする。

（貸付けを受けようとする事業の協議等）

第5条 資金の貸付けを受けようとする市町村は、次に掲げる書類を添えて、県市町村財政課長が別に定める日までに、福島県市町村振興基金借入事業協議書（様式第1号）を所轄の県地方振興局長（以下「地方振興局長」という。）に提出しなければならない。ただし、財政健全化事業枠のうち公債費負担軽減事業による資金の貸付けを受けようとする場合は、次に掲げる(1)から(3)に代えて公債費負担軽減事業明細書（様式第3号）を添付するものとする。

- (1) 福島県市町村振興基金借入事業計画書（様式第2号）
- (2) 収益を図れる事業にあつては、収支計画表
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の協議を受けた地方振興局長は、その内容を査定し、県総務部長と協議のうえ、貸し付ける資金の予定額を当該市町村に通知するものとする。

（償還等）

第6条 県市町村財政課長は、元利償還金を受け入れるときは、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第50条に規定する納入通知書（以下「納入通知書」という。）を当該市町村長又は一部事務組合管理者に送付するものとする。

2 規則第10条の規定による繰上償還をしようとする市町村は、福島県市町村振興基金繰上償還申請書（規則様式第5号）を地方振興局長を経由して知事に提出するものとする。

（返還）

第7条 規則第8条第2項に規定する資金の返還の額は、貸付けに係る事業に要した経費に規則第6条による貸付決定の際に通知した上限充当率を乗じて得た額を、貸付額より控除して得た額について、10万円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 規則第8条に規定する返還は、納入通知書により行うものとする。

(資金の使用状況に関する報告)

第8条 規則第14条に規定する報告は、資金の使用状況に関する報告書(様式第4号)を、貸付けを受けた日の属する年度の翌年度の6月末日までに、繰越事業であって当該期限までに事業が完了しないものにあつては、事業完了の日から起算して30日以内に、地方振興局長を経由して県総務部長に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和63年6月28日から施行する。

2 福島県市町村振興基金運用要綱(昭和37年7月17日制定)は、廃止する。

3 条例附則第5項に規定する特定市町村財務処理緊急適正化事業に係る資金の充当率は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該事業に必要な額として知事が認めるものの100%とする。

附 則

この要綱は、昭和63年10月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成元年12月15日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付要綱第3条の農業災害枠に係る改正後の福島県市町村振興基金貸付要綱第1条に規定する資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成3年3月26日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付要綱第3条の地域活性枠及び特定地域振興枠に係る改正後の福島県市町村振興基金貸付要綱第1条に規定する資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付要綱第3条の国民体育大会枠に係る改正後の福島県市町村振興基金貸付要綱第1条に規定する資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成10年11月4日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年9月22日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付要綱第4条の準過疎地域振興枠に係る改正後の福島県市町村振興基金貸付要綱(以下

「新要綱」という。) 第1条に規定する資金については、なお従前の例による。

- 3 福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則（平成12年福島県規則第158号）の附則第3項に規定する貸付対象市町村については新要綱を適用する。この場合において、新要綱第4条第1項の表中準過疎地域振興枠の項充当率の欄中「おおむね80%」とあるのは「おおむね80%ただし、知事が特に必要と認める場合は100%」と、同条第2項中「特別事業枠の資金」とあるのは「特別事業枠及び準過疎地域振興枠の資金」とする。

附 則

この要綱は、平成13年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月18日から施行する。